

競技規則改定のお知らせ

「フェアプレイ条項の追加について」

フェアプレイは、子供や若者を成長させ地域を活気づけます。そして日本を元気にする力になれるはずと、日本のスポーツ界は、「フェアプレイで日本を元気に」を合言葉にフェアプレイを浸透させ、実践させる活動に力を注いでいます。

一般財団法人日本バウンドテニス協会としても、選手、審判そして観客が、バウンドテニスの楽しさや喜びを味わうためには、誰も不快な思いをしない、させないことであり、フェアプレイの精神と行動が欠かせないものであると考え、フェアプレイ条項の追加と指針について理事会において検討し、平成25年3月9日を改定日とし、施行日を平成25年4月1日とすることを決議いたしました。

< はじめに（指針） >

バウンドテニスは、だれもが、生涯を通じて、楽しさや、喜びを味わうことのできるスポーツである。

このバウンドテニスの意義と価値を高めるために、プレーヤーは競技規則やアンチ・ドーピングに関する精神を遵守し、スポーツ規範に基づいて行動することが求められる。

試合中は、相手プレーヤーや審判員を尊重し、コートマナーを守り、フェアプレイに徹し、最善を尽くしてプレーしなければならない。

< 改定概要 >

1. 日本バウンドテニス協会競技規則《第2章》試合、第7条としてフェアプレイ条項を追加する。
2. 「第7条 試合形式」を「第8条 試合形式」とし、以降同様に繰り下げる。
3. 反スポーツ的行為を行った場合、1度目警告、2度目以降ペナルティになる旨を、条項に明文化する。

ただし、悪質でない微妙な行為の場合、警告のまえに、その行為が警告対象になる旨を、主審が教育的指導として「注意を与える」こととする。この措置は、フェアプレイ条項を浸透させるためのものである。

なお、「目に余る不品行な振舞い」に対して、主審から報告を受けた審判委員長は、即座に失格させができるものとする。

4. フェアプレイ違反となる反スポーツ的行為の具体例を「解説」に掲載する。
5. 改定日を平成25年3月9日に、施行日を平成25年4月1日とする。

< フェアプレイ条項 >

第7条（プレーヤーの心得、罰則）

プレーヤーは、次の（1）から（4）の事項を守るものとし、違反した場合は（5）の罰則が適用されるものとする。

- (1) 審判員の指示に従いプレーすること。
- (2) 試合の開始から終了まで連続的にプレーすること。
- (3) 競技規則に従いフェアプレイに終始すること。
- (4) 過度のかけ声、または相手を不快にする発声をしないこと。
- (5) 本条（1）から（4）に違反した場合は、主審は次の処置をとることとする。
 - ① 違反したプレーヤー（またはチーム）に警告をする。
 - ② 再び違反した場合は、そのプレーヤー（またはチーム）を1ポイント失点とし、直ちに審判委員長に報告する。
 - ③ 3度目の違反に対し、主審は審判委員長に報告し、審判委員長は違反したプレーヤー（またはチーム）をその試合から失格させる。
なお、「目に余る不品行な振舞い」に対して、主審から報告を受けた審判委員長は、違反回数にかかわらず、即座に失格させることができるものとする。

< 解説 >

【解説5】第7条（2）（3）について

バウンドテニスの試合では、相手プレーヤーや審判員を尊重し、コートマナーを守り、フェアプレイに徹し、最善を尽くしてプレーしなければならない。違反すると反スポーツ的行為として反則となる例を上げる。

- ① チェンジコートのとき、両プレーヤーは速やかに次のゲームを開始する態勢に入らなければならない。（水分補給行為を含めて、前のゲーム終了後から概ね1分以内）
- ② ベストを尽くすこと。
- ③ 試合中は、コーチングを受けないこと、およびコート外からコーチしないこと。
- ④ 正当な理由なく無断でコートを離れないこと。
- ⑤ ラケット、ボールなどを乱用しないこと、および施設・用具を故意に損傷させないこと。
- ⑥ 対戦相手、パートナー、審判員、観客に対し、身体に対する危害を加えたり、言葉やしぐさによる中傷・侮蔑・威嚇をしないこと。

【解説5】第7条（5）について

反スポーツ的行為を行った場合、1度目警告、2度目以降ペナルティを課す。主審および審判委員長は、次の処置を取ることとする。

① 1度目の違反

違反したプレーヤー（またはチーム）に「警告」を与える。

コールは、「ウォーニング」

② 2度目の違反

そのプレーヤー（またはチーム）を1ポイント失点とする。

インプレー中はそのプレー中のポイントを、新しいポイントの開始前であれば、次のポイントを失点とする。

コールは、「ポイントペナルティ」

主審は、直ちに審判委員長に、ペナルティを取ったことを報告する。

審判委員長は、審判副委員長などに、該当試合をコートサイドで観察するよう指示をする。

③ 3度目の違反

主審は、「ペナルティ」をコールし、審判委員長は、違反したプレーヤー（またはチーム）をその試合から失格させる。

④ 「目に余る不品行な振舞い」に対しては、違反回数に関係なく、主審は、直ちに審判委員長に報告する。

審判委員長は、違反したプレーヤー（またはチーム）をその試合から即座に失格させることができる。